（資料利用制限措置に係る再審査の申出）

第八条　資料利用制限措置がとられている資料（第二条第三号又は第四号に該当する資料を除く。）の著作者若しくは発行者又は当該資料の内容に直接の利害関係を有する者は、館長に対し、当該資料利用制限措置の解除又は変更（自らが第四条第一項又はこの項の申出をした資料に係る当該申出において求めた内容の資料利用制限措置への変更を除く。）をするよう申し出ることができる。

2　前項の申出をしようとする者は、館長に対し、再審査申出書（当該申出に係る資料を特定する情報、当該資料について求める資料利用制限措置の解除又は変更の内容、当該資料利用制限措置の解除又は変更がされるべきであると思料する理由その他館長が定める事項を記載した書面をいう。）を提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

（資料利用制限措置に係る再審査における決定等）

第九条　館長は、前条第一項の申出があったときは、再審査の上、当該申出に係る資料利用制限措置の解除、変更又は継続の決定をする。

2　第五条第二項から第五項までの規定は前項の再審査について、同条第六項の規定は前項の規定により資料利用制限措置の変更又は継続の決定をする場合について、同条第七項の規定は前項の規定により資料利用制限措置の解除の決定をした場合について、それぞれ準用する。

3　館長は、第一項の規定により資料利用制限措置の解除又は変更の決定をしたときは前条第一項の申出をした者及び当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者又は当該変更の決定に係る前条第一項の申出をした者若しくは第十二条第一項の申出をした者（同項第四号に掲げる者を除く。）に対し、第一項の規定により資料利用制限措置の継続の決定をしたときは前条第一項の申出をした者に対し、それぞれその決定の内容を通知するものとする。

第十条　前条に定めるもののほか、館長は、第五条第一項又は第六条の規定による資料利用制限措置をとることの決定（前条第一項、この項又は第十五条第一項の規定による資料利用制限措置の変更又は継続の決定があったときは、当該変更又は継続の決定。以下この項において同じ。）から五年ごとに、当該資料利用制限措置に関し、再審査の上、当該資料利用制限措置の解除、変更又は継続の決定をする。当該資料利用制限措置をとることの決定の理由となった事情に変更があったときも、同様とする。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3　館長は、第一項の規定により資料利用制限措置の解除又は変更の決定をしたときは、当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者（当該資料利用制限措置が前条第一項又は第十五条第一項の規定による変更の決定を経たものであるときは、当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者若しくは当該変更の決定に係る第八条第一項の申出をした者若しくは第十二条第一項の申出をした者（同項第四号に掲げる者を除く。）に対し、その決定の内容を通知するものとする。

（利用者に対する説明書の交付）

第十一条　館長は、資料利用制限措置がとられていることを理由として資料の利用を制限された者から求めがあったときは、当該資料利用制限措置に関する説明書を交付するものとする。ただし、当該求めが、正当な理由がないのに、その者が当該資料の利用を制限された日の翌日から起算して三十日を経過した日以後にあったときは、この限りでない。

（苦情の申出に係る手続等）

第十二条　次に掲げる者は、館長に対し、苦情の申出をすることができる。

一　第五条第八項の規定による通知（当該通知を受けた者が求めた内容の資料利用制限措置をとることを決定した場合の通知を除く。）を受けた者

二　第九条第三項の規定による通知（当該通知を受けた者が求めた内容の資料利用制限措置の解除又は変更の決定をした場合の通知を除く。）を受けた者

三　第十条第三項の規定による通知を受けた者

四　前条の説明書の交付を受けた者

2　前項の申出をしようとする者は、館長に対し、苦情申出書（当該申出に係る通知又は説明書を特定する情報、苦情の趣旨及び理由その他館長が定める事項を記載した書面をいう。）を提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

3　館長は、第一項の申出があったときは、資料利用制限審査会に諮問するものとする。ただし、当該申出が、正当な理由がないのに、第一項各号に掲げる者に対して当該申出に係る通知があった日又は説明書の交付があった日の翌日から起算して六十日を経過した日以後にあったときは、この限りでない。

4　前項ただし書に該当するときは、館長は、第一項の申出をした者に対し、前項本文の措置をとらない旨を通知するものとする。

（資料利用制限審査会）

第十三条　前条第三項の諮問に応じ苦情の申出について調査審議するため、館に、資料利用制限審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、委員三人をもって組織する。

3　委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

4　委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残存期間とする。

5　委員は、非常勤とする。

6　審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

8　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

9　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

10　審査会の庶務は、収集書誌部収集・書誌調整課において処理する。

（審査会による協力等の要求）

第十四条　審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、館長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2　審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、当該調査審議に係る資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者（当該資料利用制限措置が第九条第一項又は次条第一項の規定による変更の決定を経たものであるときは、当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者又は当該変更の決定に係る第八条第一項の申出をした者若しくは第十二条第一項の申出をした者（同項第四号に掲げる者を除く。）に対し、文書による説明を求めることができる。

（苦情の申出への対応）

第十五条　館長は、第十二条第三項の諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重し、当該答申に係る資料利用制限措置の解除、変更又は継続の決定をするものとする。

2　館長は、前項の決定をしたときは、当該決定に係る第十二条第一項の申出をした者に対し、その決定の内容を通知するものとする。

3　館長は、第一項の規定により資料利用制限措置の解除又は変更の決定をしたときは、当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者（当該資料利用制限措置が第九条第一項又は第一項の規定による変更の決定を経たものであるときは、当該資料利用制限措置に係る第四条第一項の申出をした者又は当該変更の決定に係る第八条第一項の申出をした者若しくは第十二条第一項の申出をした者（同項第四号に掲げる者を除く。）に対し、その決定の内容を通知するものとする。ただし、前項の規定による通知を受ける者については、この限りでない。

（細則）

第十六条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。